

## 12 一括有期事業報告書(様式第7号)の記入

- 平成29年度中に終了した一括有期対象事業(元請分)をもれなく記入し、32～33ページの「労災保険率適用事業細目」を参考に、「事業の種類」ごとに別業としてください。
- 「事業の種類」を分けるにあたっては、「労災保険率適用事業細目表」(32～33ページ)を参考にしてください。
- 右記の記入例(27ページ)にならって、「一括有期事業総括表」の「事業開始時期」欄に記載された期間ごとに分けて記入し、それぞれの合計額(記入例では「小計」)も記入してください。その際、「平成27年3月31日以前のもの」については、「平成25年9月30日以前のもの」と「平成25年10月1日以降平成27年3月31日以前のもの」の期間に分けて記入してください。
- 「㊟請負代金に加算する額」欄には、工事用の資材などを支給され、または機械器具等を貸与された場合には、支給された物の価額相当額または機械器具等の損料相当額を計上してください。
- 「㊞請負代金から控除する額」欄には、請負代金の額に告示された控除対象工事用物(業種番号36の機械装置のみ認められています。24ページを参照してください。)の価格が含まれている場合、控除対象工事用物の価額相当額を計上してください。
- 賃金で算定する工事は、右記の記入例(27ページ)にならって、「㊦請負代金の額」欄、「㊧請負金額」欄には該当する請負金額を、「㊨賃金総額」欄には該当する賃金総額を**かっこ書きで記入**してください。
- 請負金額は、平成27年4月1日以降に開始された工事については消費税を除いた額を、平成27年3月31日以前に開始された工事については消費税を含めた額を記入してください。
- 労務費率により保険料の算定基礎となる賃金総額を算出する場合、平成25年10月1日から平成27年3月31日までに開始した工事については、消費税率等に係る暫定措置が適用されます。  
そのため、一括有期事業報告書(建設の事業)の作成にあたり、上記3の「平成25年10月1日以降平成27年3月31日以前のもの」の期間の「㊧請負金額」欄の「計(小計)」については、右記の記入例(27ページ)にならって2段に分割し、**上段については消費税相当額を含めた請負金額を、下段については上段の額に108分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額。)**を記入してください。

### 【事業の開始時期ごとの消費税額の取扱いについて】

事業の開始時期により、取扱いが以下のように異なりますのでご注意ください。

事業の開始時期	請負金額	消費税率等に係る暫定措置
①工事開始日が平成25年9月30日以前のもの	消費税を含む	適用されない
②工事開始日が平成25年10月1日～平成27年3月31日までのもの	消費税を含む	適用される (請負金額に108分の105を乗じる)
③工事開始日が平成27年4月1日以降のもの	消費税を除く	適用されない

#### ○ 計算方法の例

- ①事業の期間：平成25年9月1日～平成29年4月30日、請負金額8,610,000円(うち消費税額410,000円)、事業の種類が38の場合  
 $8,610,000\text{円(消費税込み)} \times 22\%(\text{労務費率}) = 1,894,200\text{円(賃金総額)}$
- ②事業の期間：平成26年12月1日～平成29年5月29日、請負金額5,400,000円(うち消費税額400,000円)、事業の種類が38の場合  
 $5,400,000\text{円(消費税込み)} \times 105 / 108 = 5,250,000\text{円(消費税率等に係る暫定措置適用後の請負金額)}$   
 $5,250,000\text{円(消費税率等に係る暫定措置適用後の請負金額)} \times 22\%(\text{労務費率}) = 1,155,000\text{円(賃金総額)}$
- ③事業の期間：平成29年4月10日～平成30年3月15日、請負金額23,760,000円(うち消費税額1,760,000円)、事業の種類が38の場合  
 $22,000,000\text{円(消費税抜き)} \times 23\%(\text{労務費率}) = 5,060,000\text{円(賃金総額)}$

# 記入例

※平成29年度中に終了した元請工事がない場合は、報告書の提出は必要ありません。

様式第7号

労働保険 一括有期事業報告書（建設の事業）

事業主控 2 枚のうち 1 枚目

この3部は確定保険料申告の際に記載し、正、副を提出する。

開始時期が平成24年3月31日以前の工事の算入漏れ、区分誤りに注意してください。開始時の年度により保険料率が異なります

労働保険番号	府県		所管		管轄		基幹番号		枝番号	
	x	x	0	0	0	0	0	0	0	0
事業の名称	事業場の所在地		事業の期間		① 請負金額の内訳		②	③		
					④ 請負代金の額	⑤ 請負代金に 加算する額	⑥ 請負代金から 控除する額	⑦ 請負金額	労務 費率	賃金総額
〇〇ハイツ新築工事	〇〇市 〇〇-〇-〇		24年 3月 1日 から 29年 5月 1日 まで		94,500,000			94,500,000	21	19,845,000
(平成24年3月31日以前 工事開始分)	(小計)		年 月 日 から 年 月 日 まで					94,500,000		19,845,000
××邸新築工事	××市 ××-×-×		29年 4月 1日 から 29年 9月 30日 まで		20,000,000			20,000,000	23	4,600,000
△△部増築工事 他8件	△△市 △△-△-△		29年 5月 1日 から 30年 3月 15日 まで		35,000,000			35,000,000	23	8,050,000
(平成27年4月1日以降 工事開始分)	(小計)		年 月 日 から 年 月 日 まで					55,000,000		12,650,000
事業の種類	35 建築事業 (建設建築物設備工事業を除く)		計		149,500,000			149,500,000		32,495,000

前年度中(保険関係が消滅した日までに廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

30年 6月 12日

平成27年4月1日以降に開始した工事については、請負金額から消費税額を除いた額を記入します。

郵便番号( ××× - ×××× )  
電話番号( ××× - ××× - ×××× )

住所 〇〇市 〇〇 〇-〇-〇

株式会社 〇〇工務店  
代表取締役 〇〇 〇〇

氏名 (法人のときはその名称及び代表者の氏名)

社会保険  
労働者  
記載欄

作成年月日・  
提出代行者・  
事務代理者の表示

氏名

電話番号

(注意)

① 報告書の記載に当たっては、平成19年3月31日までに事業(工事)を開始したものと、同年4月1日以降に事業(工事)を開始したものとを別表とすること。

② 社会保険労働者記載欄は、この報告書を社会保険労働者が作成した場合のみ記載すること。

様式第7号(第34条関係) (甲) [別紙]

工事件数が多い場合、2枚目以降は別紙をご使用ください。

平成25年10月1日～平成27年3月31日工事開始分の請負金額の小計欄については、上段は消費税額を含めた請負金額、下段は上段の額に108分の105を乗じて得た額を記入してください。

平成25年10月1日～平成27年3月31日工事開始分の賃金総額の小計欄については、上段は個々の賃金総額の合計額、下段は「⑦請負金額」の小計欄の下段の額(暫定措置適用後の額)に労務費率を乗じて得た額を記入してください。

賃金で算定した工事を含む場合、上段は賃金で算定した合計(小計)額をカッコ書きで、下段は請負金額による賃金総額の合計(小計)額、その下の欄外に上段と下段の合計(小計)額を記入してください。

500万円未満の工事。

500万円未満の工事。

賃金で算定した工事を含んでいる場合は、このようにカッコをしておいてください。

平成25年9月30日以前工事開始分の小計の額と平成25年10月1日～平成27年3月31日工事開始分の小計の欄の下段の額の合算額を記入してください。

労働保険番号	府県		所管		管轄		基幹番号		枝番号	
	x	x	0	0	0	0	0	0	0	0
事業の名称	事業場の所在地		事業の期間		① 請負金額の内訳		②	③		
					④ 請負代金の額	⑤ 請負代金に 加算する額	⑥ 請負代金から 控除する額	⑦ 請負金額	労務 費率	賃金総額
市営住宅内装工事	〇〇市 〇-〇-〇		25年 9月 1日 から 29年 4月 30日 まで		8,610,000			8,610,000	22	1,894,200
(平成25年9月30日以前 工事開始分)	(小計)		年 月 日 から 年 月 日 まで					8,610,000		1,894,200
〇〇部内装工事	〇〇市 〇-〇〇-〇〇		26年 12月 1日 から 29年 5月 29日 まで		5,400,000			5,400,000	22	1,188,000
(平成25年10月1日 ～平成27年3月31日 工事開始分)	(小計)		年 月 日 から 年 月 日 まで					5,400,000		1,188,000
(平成27年3月31日以前 工事開始分)	(小計)		年 月 日 から 年 月 日 まで					5,250,000	22	1,155,000
××邸内装工事	××-××-×		29年 4月 1日 から 29年 5月 31日 まで		(6,000,000)			(6,000,000)	賃金で算定	(852,600)
△△部内装工事 他10件	△△市 △△-△-△		29年 4月 10日 から 30年 3月 15日 まで		22,000,000			22,000,000	23	5,060,000
(平成27年4月1日以降 工事開始分)	(小計)		年 月 日 から 年 月 日 まで					(6,000,000)		(852,600)
								22,000,000		5,060,000
事業の種類	38 既設建築物設備工事業		計		(6,000,000)			(6,000,000)		計 5,912,600
					36,010,000			36,010,000		8,994,800
								35,860,000		8,961,500